イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.10421

$S_{元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.06526

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.06947

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$U_{15} = 1.000$

$U_{16} = 0.526$

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$W_{15} = 1.000$

$W_{16} = 0.526$

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.053

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.421

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.25632

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.15053

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.53158

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.28526

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.947

イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.09900

T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

$U_{15} = 1.000$

$U_{16} = 4.050$

V_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た中心市街地再活性化等特別対策事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については B_n に準ずるものとする。

$W_{15} = 1.000$

$W_{16} = 4.050$

W_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　2.000

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.200

W_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　1.900

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.200

W_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　1.900

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　4.200

W_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.14800

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　2.99850

W_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　2.850

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　3.450

W_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　2.800